

創業支援セミナーを受講すると様々なメリットが受けられます!!!

猪名川町では、創業支援等事業計画に基づき町商工会が新たに創業をお考えの方に「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を身につけるための「創業支援セミナー(特定創業支援事業)」を開催しております。規定講座を受講した方には、以下の様々なメリットが受けられます。創業をお考えの方は、産業労働課(TEL072-767-6253)までご相談ください。

●特定創業支援事業の支援を受けることによる特典

①会社設立時の「登録免許税」が半分に軽減されます。

新規で会社を設立する際にかかる登録免許税が半分になります。(0.7%⇒0.35%)

お問い合わせ先→神戸地方法務局 伊丹支局 072-779-3451

②「創業関連保証」が特例で6ヶ月前から利用可能になります。

兵庫県信用保証協会にて受けられる「無担保・第三者保証なしの創業関連保証」が、事業開始の6ヶ月前から利用できるようになり、余裕を持って起業準備ができます。(別途審査あり)

お問い合わせ先→兵庫県信用保証協会 078-393-3900

③日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の「自己資金要件」が充足されます。

日本政策金融公庫の「新創業融資制度」を活用する際に「自己資金要件」を満たすものとして見なされ、利用することができます。(別途審査あり)

お問い合わせ先→日本政策金融公庫 078-854-2900

④日本政策金融公庫の「新規開業資金」における貸付利率引き下げの対象になります。

日本政策金融公庫の「新規開業資金」の貸付利率が基準利率より特別利率Aに引き下げられます。基準利率 2.06%~2.55%⇒特別利率 A1.66%~2.15%(別途審査あり)

お問い合わせ先→日本政策金融公庫 078-854-2900

⑤「令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>(全国商工会連合会)」の補助上限額が引きあがります。

令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>(全国商工会連合会)を申請する場合、補助上限額が50万円⇒100万円に引き上がります。(2023年2月初旬終了予定)

お問い合わせ先→猪名川町商工会 072-766-3012

<お問い合わせ先>

猪名川町産業労働課

TEL:072-767-6253

MAIL:shoukou@town.inagawa.lg.jp